

福島県水素エネルギー普及拡大事業
(水素利活用スタートアップ支援事業/燃料電池トラック運用事業)
補助金募集要項

令和４年１２月２０日
福島県エネルギー課

「福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素利活用スタートアップ支援事業/燃料電池トラック運用事業）補助金」については、補助金交付要綱、補助金実施要領、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和４５年福島県規則第１０７号）に定めるもののほか、この要項に定めるところにより補助交付申請を募集する。

１ 事業概要

(１) 補助対象事業

次に掲げる要件をすべて満たす事業とする。

- 一 本県内を拠点として燃料電池トラックを運用すること。
- 二 県内法人による運用であること。
- 三 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の「グリーンイノベーション基金事業/スマートモビリティ社会の構築」で実施される「商用電動車普及に向けた エネルギーマネジメントシステムの構築・大規模実証」の一環として運用する車両であること。

(２) 補助額

ア 補助対象経費

燃料電池トラックのリースに係る費用※の３分の１から、助成対象トラックと積載量、全長等の仕様が同等である原動機に内燃機関を用いた自動車（ディーゼルトラック）のリースに係る費用相当額※を差し引いた額

※消費税及び地方消費税を除く額

イ 補助率

４分の１

(３) 補助の要件（いずれも満たすこと）

- ア 交付決定の通知日から当該通知日の属する年度末までの間に、燃料電池トラックを運用すること。
- イ 導入する燃料電池トラックについて、本県内を拠点とした運用を見込むこと（自動車検査証における「使用の本拠の位置」が本県内で登録されるとともに、周辺の水素供給設備で水素の供給を受けられる見込みがあること）。

(４) 事業期間

交付決定日から令和５年３月３１日（金）まで

2 申請の方法

(1) 提出種類

補助金交付申請書（交付要綱 様式第1号）に加え、次の書類を提出してください。

ア 事業計画書（交付要綱 様式第1号の別紙1）

イ 収支予算書（交付要綱 様式第1号の別紙2）

ウ 暴力団等反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書（交付要綱 様式第1号の別紙3）

エ 補助事業者の登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書

オ 県税の未納が無いことを確認できる書類

カ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の「グリーンイノベーション基金事業/スマートモビリティ社会の構築」で実施される「商用電動車普及に向けたエネルギーマネジメントシステムの構築・大規模実証」の一環として運用する予定の車両であることが確認できるもの。

キ 補助を受けようとする年度における燃料電池トラックのリースに係る費用の見込額が確認できるもの。

ク 運用する燃料電池トラックと同車格のディーゼルトラックの運用に係る費用相当額が確認できるもの。

(2) 提出先及び提出方法

ア 提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

福島県企画調整部エネルギー課（担当：泉田）

イ 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

(3) 募集期間

令和4年12月20日（火）～令和5年3月29日（水）17時（必着）

※必要書類一式の提出があった場合、その都度審査及び交付決定を行います。

(4) 結果の通知

審査結果（採択又は不採択）は、申請者宛て郵送にて通知します。

3 交付決定後の留意事項

(1) 変更承認申請

事業内容に変更がある場合、下記に記載する軽微な変更を除き、補助金変更（中止・廃止）承認申請書（交付要綱 様式第2号）を提出してください。

ア 補助対象経費が20%以内の減額であるもの

イ 補助対象経費及び補助金交付申請額の変更以外で、事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更であるもの

(2) 実績報告

事業完了後は速やかに完了報告書（要綱様式第4号）を提出するとともに、完了日から起算して30日を経過した日、又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（要綱様式第5号）を提出してください。

4 その他留意事項

- 月途中で事業に着手した場合等、必要に応じて日割り計算を行い事業期間中の補助対象経費を算出の上、申請してください。
- 募集期間中であっても、補助金の交付額が予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。